

国内経済要録

◇昭和56年度の概算要求について

政府は7月29日、最近の財政事情にかんがみ、昭和56年度の概算要求に当っては、歳出の徹底的な抑制をはかるべく各省庁は所管の予算を厳しく洗い直し、歳出内容の合理化、効率化を推進する旨閣議了解した。その内容以下のとおり。

1. 各省庁においては、各種施策について財政事情に即応した徹底的な見直しを行ったうえ、優先順位の厳しい選択を行い、経費の重点化、合理化を進め、極力、経費増加の抑制に努めるものとする。このため、

(1) 既定経費について、制度面を含めた全面的な見直しを行い、縮減合理化措置を積極的に織り込むこととする。

(2) 新規施策の要求は、現下の財政事情の下で、真に緊要不可欠のものに限定することとし、その場合も既定経費の洗い直しによる組替えによって財源を捻出することを原則とする。

(3) 特に補助金等については、従来にも増して積極的に整理合理化を推進するものとする。

(4) 行政改革の緊要性に顧み、行政の簡素・効率化を一層推進することとし、

イ. 引続き一般行政経費の抑制を徹底する。

ロ. 機構新設の要求は厳に抑制することとし、行政需要の変化に伴う機構の改編に当たっても、既存機構の合理的再編成によるものとする。

ハ. 定員については、定員削減を計画的に実施するとともに、真に必要なとされる新規行政需要についても、極力、振替によって対処する。なお、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策は、厳にこれを抑制する。

(5) 公共料金等については、公共企業体等の経営の徹底した合理化を進めつつ、受益者負担の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。

2. 昭和56年度概算要求額については、上記1の方針に従い、各所管につき、昭和55年度予算における一般行政経費の予算額に相当する金額およびその他の経費の予算額の7.5%増に相当する金額の合計額(この金額の昭和55年度予算額に対する増加率が3.75%を下回る所管にあっては、当該下回る金額を加算する。以下「原則要求わく」という。)に各種年金についての前年度制度改正の平年度化増を加算した金額の範囲内にとどめるものとする。

なお、政府開発援助に必要な経費、石油税財源の「石炭ならびに石油および石油代替エネルギー対策特別会計」へ繰入れに必要な経費および国際条約の実施に伴い必要とされる既国庫債務負担行為等の昭和56年度歳出化に係る経費についても、極力、上記金額の限度内で要求するよう努めるものとするが、これにより難しい部分を生じた場合には、一部限度を超えて要求することもやむを得ないものとする。

ただし、概算要求額が原則要求わくを上回る場合においては、当該要求額の昭和55年度予算額に対する増加額は、各所管ごとに、前年度概算要求額の増加額または昭和55年度予算額の10%に相当する金額の範囲内にとどめるものとする。

3. 予算編成作業を円滑に進めるため、概算要求の提出については、8月末日の期限を厳守することとする。

なお、特別の事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、既要求額との合計額を上記2の限度額の範囲内にとどめるものとする。

◇昭和55年度産米の政府買入価格の改定について

政府は8月2日、55年度産米政府買入価格および奨励金等の取扱いについて概要次のとおり決定した。

1. 基本米価は、60kg当り17,674円と前年(17,279円)比2.3%の引上げ。

2. 54年度限りの措置として支給された「特定米穀臨時特別支出金」(82億円)は廃止。

3. 「減反奨励金」(水田利用再編推進特別交付金、前年305億円)は、市町村分のみ前年と同額(167億円)を交付。

◇事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し、8月債から実施した(7月28日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格 (円)	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	99.75 (据置)	8.7 (△0.1)	8.8	8.742 (△0.100)	8.842
A格債	10年	100.00 (据置)	8.8 (△0.1)	8.9	8.800 (△0.100)	8.900
BB格債	10年	100.00 (据置)	8.9 (△0.1)	9.0	8,900 (△0.100)	9.000
B格債	10年	100.00 (据置)	9.0 (△0.1)	9.1	9.000 (△0.100)	9.100

(注) カッコ内は改定幅。

◇国債小口売買取引制度の改正について

東京証券取引所は、最近における国債の小口売買取引の売買状況にかんがみ、当該売買取引による売買の機会を増加させるため、「国債証券に関する業務規程および受託契約準則の特例」の一部を概要次のとおり改正し、7月7日より実施した。

1. 国債小口取引の立会回数を従来の1日1回(後場終了時)から1日2回(前場と後場の終了時)に改める。
2. これまで売り方に支払いが義務付けられていた国債証券買付取扱料について、東京証券取引所が不要と認めた場合には、支払いを要しない扱いとする。

◇新型個人年金信託について

信託銀行6行は、7月17日、貸付信託と金銭信託を組合わせて運用する新型の個人年金信託の取扱いを開始し

た。新商品の概要以下のとおり。

1. 積立額 1回 5,000円以上
2. 積立期間 原則として5年以上
積立期間終了後、据置期間を置くことができる。
3. 給付方法 受取期間は5年以上1年単位とし、3ヵ月ごとに給付。
4. 積立金の運用 積立金はいったん金銭信託で受入れ、その後、万円単位で貸付信託に振替え(据置期間が設定されている場合には据置期間入り前にすべての貸付信託を1本に併合)。給付開始に当り、既存の金銭信託、貸付信託の満期金をすべて金銭信託で運用。